

酒田市国土強靱化地域計画 (素案)

令和2年3月
酒田市

【目次】

I	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	酒田市における国土強靱化の基本的な考え方	
1	酒田市における国土強靱化の理念	2
2	基本目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3
III	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	5
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3	脆弱性評価の実施手順	7
4	脆弱性評価の結果	7
IV	強靱化に向けた施策推進方針	
1	「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	8
2	策定の結果	8
3	施策分野ごとの施策一覧	8
4	事業内容一覧	9
5	国土強靱化関係の補助金・交付金事業一覧	9
V	計画の推進	
1	計画の推進管理	9
2	計画の見直し	9

【別表1】脆弱性評価結果

【別表2】「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

【別表3】参考指標一覧

【別表4】施策分野ごとの施策一覧

【別表5】事業内容一覧

【別表6】国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

1 はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」を推進するため、「酒田市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 酒田市における国土強靱化の基本的な考え方

1 酒田市における国土強靱化の理念

酒田市における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本市の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本市の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切

に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、市町村、市民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 市民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI^{*}の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
※PFI (Private Finance Initiative) :公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本市の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震・津波	内陸型	M 7～8 程度、最大震度 7 程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	海洋型	M 7. 7～7. 8 程度、津波最高水位 1 3. 3 m、建物被害、人的被害が多数発生
台風・梅雨前線等豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨や高潮等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの決壊による人的・物的被害等
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
火山噴火	常時観測火山（鳥海山）の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火砕流の発生などに伴う人的・物的被害等	
暴風雪・大雪・雪崩	記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等	
複合災害	複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震・津波により被災した直後に豪雨災害が発生する等	

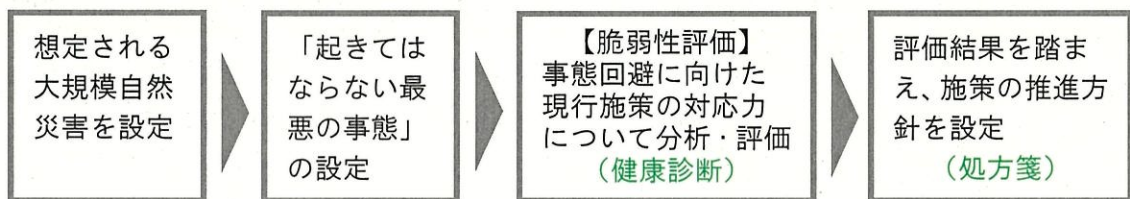
III 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)	地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊、火災に伴う死傷者の発生
		1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3)	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4)	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5)	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6)	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-7)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3)	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3)	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)	基幹的交通ネットワーク(陸上、海上、航空)の機能停止
		5-5)	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
		6-2)	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生
		7-2)	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4)	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

8	大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4)	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価の実施手順

設定した36の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策(国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む)の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

脆弱性評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

参考指標は、別表3のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し、施策推進方針を策定した。

策定にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、目標の数値データを収集し、参考指標として活用した。

2 策定の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、別表2のとおりである。参考指標は、別表3のとおりである。

3 施策分野ごとの施策一覧

1・2とは別の観点から、各施策を以下の11の施策分野に分類して取りまとめ、施策ごとに、①ハード・ソフトの別、②重点化施策か否か、③緊急性、④実現性、⑤実施状況、⑥重要度を設定した。

施策分野ごとの施策一覧は、別表4のとおりである。

施策分野
(1)行政機能（消防含む）、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、(5)県土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

緊急性	実現性	実施状況	重要度
1：すぐに着手すべき	1：短期（1～2年程度）	1：十分実施できている	1：重要である
2：3年以内に着手すべき	で実現可能	2：概ね実施できている	2：やや重要である
3：急がない	2：中期（3～5年程度）	3：実施できている	3：どちらとも言えない
4：必要性が低い	での取り組みが必要	4：十分実施できていない	4：あまり重要でない
5：既に実施している	3：長期（5年以上）で	5：実施できていない	5：重要ではない
	の取り組みが必要		
	4：期間設定は困難		
	5：既に実施している		

4 事業内容一覧

各施策を実現するための具体的な事業内容について、上記の施策分野ごとに取りまとめた。また、当該事業が国土強靱化関係の交付金・補助金事業に該当する場合は、その旨も付記している。

事業内容一覧は、別表5のとおりである。

5 国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

国土強靱化関係の交付金・補助金事業の一覧については、別表6のとおりである。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うこととする。

別表1 脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

住宅・建築物等の耐震化の促進(建築課、危機管理課)

○ 県内の住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化率は、それぞれ約77%(H25)、約80%(H26)と全国平均の約85%(H25)、約85%(H26)に比べ遅れており、また、市内の住宅に耐震化率も約71%(H25)であるため耐震化を早急に進める必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する必要がある。

○ 市内の防災拠点施設の耐震化率は、約90.6%(H30年度末)で、H29年度末の全国平均(約93.1%)を下回っている。特に体育施設の耐震化が進んでいないことから、耐震化を一層促進する必要がある。

市営住宅の耐震化の推進(建築課)

○ 市営住宅については全棟の耐震化が完了しているが、老朽化に対する保全に努める必要がある。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建築課)

○ 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

空港及び港湾の耐震化の促進(企画調整課、商工港湾課)

○ 空港施設や港湾施設の耐震化については、重要港湾である酒田港の岸壁が災害時の緊急輸送施設に位置づけられており、最大級の地震に対応できる耐震化対策が実施されているが、その他の施設については、この対策は実施されていない。災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設については、大規模な地震に対応可能な施設が少ないため、耐震化対策を推進する必要がある。

市営住宅の老朽化対策の推進(建築課)

○ 市営住宅の「酒田市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理(修繕、改善等)に努める必要がある。

空き家対策の推進(まちづくり推進課)

○ 空き家・空き地であっても個人の所有物であることが大前提であり、大規模災害発生時に、空き家の所有者が近くに居なかったり、連絡が取れなくなることで放置される恐れがあるので、常日頃から空き家の所有者と連絡が取れる体制を構築する必要がある。

家具の転倒防止対策の推進(危機管理課)

○ 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

緊急輸送道路等の整備(土木課)

○ 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所への防災対策、橋りょうの耐震補強、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。

街路・都市施設等の整備(危機管理課、都市デザイン課)

○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。

大規模盛土造成地対策の推進(危機管理課、都市デザイン課)

○ 地震発生時に地すべりや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、国と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供等対策を推進していく必要がある。

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(危機管理課、福祉課、介護保険課、教育委員会)

○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する必要がある。

○ 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、衛星携帯電話などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。

○ 避難所の衛生状態を確保するため、小中学校のトイレ改修を促進する必要がある。

避難路沿道のブロック塀等の耐震化の促進(建築課)

○ 避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道のブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(総務課、各施設管理課)

○ 市本庁舎、分庁舎(中町庁舎)、その他支所(総合支所)等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築されていることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。これまで、各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取組みを進めてきており、本庁舎の庁舎改築が平成29年7月に完了しているが、中町庁舎が完成から今年で32年経過するなど、大規模改修が必要な庁舎等が増加していく。このことから、今後は、酒田市公共施設適正化基本計画の公共施設適正化マネジメントの基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(総務課、各施設管理課)

○ 被害発生危険性の高い地域(洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域)内に立地する防災対策拠点など公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進(建築課、教育委員会、子育て支援課、福祉課、介護保険課)

- 学校、ホテル、百貨店等多数の者が利用する建築物について、公共建築物に比較し民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、耐震化を一層促進する必要がある。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応が必要である。
- 災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている公立学校施設全体の耐震化率は、令和元年度の工事完了をもって100%となる予定であるが、老朽化した施設やトイレの洋式化が完了していない学校については、国庫負担金・交付金を活用しながら計画的な整備を行う必要がある。
- 公民館や文化施設等の社会教育施設は、避難所の指定を受けているものは少ないものの、ほぼ耐震化は終了している。
- 保育所施設の耐震化率は約87%(H26)、幼稚園及び幼保連携型認定こども園施設については約84%(H27)となっており、いずれも全国平均を上回っているが、未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する必要がある。
- 児童養護施設、児童自立支援施設については、施設の耐震化は完了しているが、老朽化した施設については、助成制度も活用しながら、計画的な整備を進める必要がある。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。

都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進(土木課)

- 都市公園の主要な建築物については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「酒田市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。また、都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組みが必要である。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(商工港湾課)

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建築課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

大規模盛土造成地対策の推進(危機管理課、都市デザイン課)

- 地震発生時に地すべりや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、国と連携し変動予測調査を進めるとともに、調査結果を公表するなど、市民に情報提供等対策を推進していく必要がある。

1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

津波ハザードマップ・津波避難体制の整備(危機管理課)

- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が津波災害警戒区域の指定を行うことから、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを早急に行う必要がある。また、指定後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。
- 指定後の浸水区域の要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務付けられるため、着実な実行を図る必要がある。

津波避難対策の推進(危機管理課)

- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板、津波避難誘導看板等の設置を進める必要がある。また、道路からの避難あるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。

津波観測体制の充実強化(危機管理課)

- 日本海東縁部の海域は、東北地方太平洋側に比べて地震・津波観測体制が脆弱である。大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化は不可欠である。

漁港施設の整備(農林水産課)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める必要がある。

海岸保全施設の整備・維持管理の推進(商工港湾課、農林水産課)

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進めるとともに、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る必要がある。

空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進(企画調整課、商工港湾課)

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を促進する必要がある。
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

飛島における津波等避難対策の推進(危機管理課)

- 県が平成27年度に実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを早急に行う必要がある。また、見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。
- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板等の設置を進める必要がある。また、脆弱な避難路を整備、管理し道路からの避難あるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。
- 日本海東縁部の海域は、東北地方太平洋側に比べて地震・津波観測体制が脆弱である。大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化は不可欠である。

1-4) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

洪水ハザードマップの作成(危機管理課)

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するための洪水ハザードマップは、未作成河川が今年度で作成完了する見込みであるが、市民が災害時に活用できるよう、日頃からハザードマップの有効性等を啓蒙していく必要がある。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(危機管理課)

- 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予めマニュアルとして策定しているが、状況の変化に応じて見直しを行っていく必要がある。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(危機管理課)

- 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の浸水想定区域図の作成・公表が必要である。
- 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を図る必要がある。

タイムラインの運用(危機管理課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

治水対策の推進(土木課)

- 河道掘削、築堤、洪水調節するダム等の整備・機能強化を進めてきたところであるが、近年、気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)が急増している。このため、河川改修やダム整備を行うなど、治水効果の早期発現を図る必要がある。

河川管理施設の維持管理(土木課)

- 水門・樋門等の河川管理施設について、県管理施設のうち耐用年数を超過する数が10年後には約7割となることから、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う必要がある。
- 治水ダムについて、放流ゲート設備などをはじめ経年劣化が著しく、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う必要がある。
- 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。

都市部における内水浸水対策の促進(土木課、上下水道部)

- 近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。現在計画されている下水道雨水幹線等施設整備を鋭意進めているが、整備率は44%と全国平均に比べ遅れている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

火山噴火に対する警戒避難体制の整備(危機管理課、交流観光課)

- 火山活動の状況については、気象庁などが設置する地震計などの観測機器により24時間体制で観測・監視がなされているが、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう体制の強化が必要である。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る必要がある。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する必要がある。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(危機管理課)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練などを行い、警戒避難体制を整備する必要がある。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(危機管理課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を予め策定しているが、災害時には発令基準に基づき適切に対処する必要がある。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

砂防施設の整備・維持管理の推進(土木課)

- 土砂災害から生命と財産を守るための砂防施設の整備について災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24時間入居型)の保全対策などを重点的に推進する必要がある。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。
- 活火山である鳥海山については、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、緊急ハード対策に取り組む必要がある。

土砂災害による住宅被害の軽減(建築課)

○ 土砂災害による住宅被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域等に所在する住宅の移転を推進する必要がある。

1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

暴風雪時における的確な道路管理の推進(土木課)

○ 暴風雪時において、情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により、早期に交通路を確保する必要がある。

道路の防雪施設の整備(土木課)

○ 各道路管理者(国、県、市町村)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する必要がある。

道路の除雪体制等の確保(土木課)

○ 各道路管理者(国、県、市町村)は、豪雪等の異常気象時には、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要となっている。

雪下ろし事故を防止するための注意喚起(危機管理課)

○ 雪下ろし中の転落事故が多発し、事故による死傷者の6割以上が高齢者となっている。事故防止の注意喚起を実施しているが、依然として事故が後を絶たない状況にある。今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う必要がある。

豪雪災害時の災害救助法の適用(危機管理課)

○ 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。

1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)

○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないように適正な時期に更新していく必要がある。

災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)

○ 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する必要がある。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(危機管理課)

○ 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の浸水想定区域図の作成・公表が必要である。
○ 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を図る必要がある。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約96%(R1)と全国平均(83%/H30)を上回っているが、更なる組織化を促進する必要がある。
○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

防災教育の充実(危機管理課、教育委員会)

○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が津波災害警戒区域の指定を行うことから、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直しを早急に行う必要がある。また、指定後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等を実施し、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る必要がある。
○ 指定後の浸水区域の要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務付けられるため、着実な実行を図る必要がある。

防災訓練の充実(危機管理課)

○ 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供や津波浸水の海拔表示板、津波避難誘導看板等の設置を進める必要がある。また、道路からあるいは道路への避難を行えるようにすることで、避難をより確実なものとする必要がある。

災害時の要配慮者支援の促進(福祉課、介護保険課)

○ 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画にあたる災害時要援護者台帳について作成しているが、台帳の整備率は74%(H30)と整備が完了していないため、作成を促進する必要がある。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

食料等の備蓄(危機管理課)

○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。
○ 市における備蓄については、ローリングストック方式で随時2日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備(危機管理課)

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する必要がある。
- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、整備を進める必要がある。

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(上下水道部)

- 水道施設の耐震化率(簡易水道・小規模水道を除く)は、基幹管路が55.5%(H29)、浄水施設が0%(H29)、配水施設が29.6%(H29)と、全国平均の各39.3%、29.1%、55.2%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っており、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

応急給水体制などの整備(上下水道部)

- 給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図る。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(福祉課、まちづくり推進課)

- NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。
- 災害ボランティアセンター運営については市より設置要請を受けた社会福祉協議会が中心となって対応することとなっているが、市と社協の連携体制が不十分なため、NPOやボランティアの受入体制に障害を起す恐れがあるので、受入体制を整備する必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保(危機管理課)

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて非常用通信設備の整備を促進する必要がある。
- 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める必要がある。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握する必要がある。

治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進(農林水産課)

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

孤立集落アクセスルートの確保(土木課)

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊との連携強化(危機管理課)

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(危機管理課、消防本部)

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設(車庫付附属建物を含む。消防団器具庫除く)の耐震化率は、100%(H31)であり、より一層の耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した消防団器具庫等の施設の計画的な更新が必要である。

大規模災害時の消防力の確保(危機管理課、消防本部)

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、「酒田地区緊急消防援助隊受援計画」を策定する必要がある。

緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止(危機管理課、消防本部)

- 他県で発生する大規模災害時に緊急消防援助隊を派遣することになった場合、市内の災害に対応すべき消防力の低下が懸念される。このため、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における酒田地区管内及び県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性を確保する必要がある。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約96%(R1)と全国平均(83%/H30)を上回っているが、更なる組織化を促進する必要がある。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

広域防災拠点の整備(危機管理課)

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について整備を進める必要がある。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(危機管理課)

○ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

医療機関での非常時対応体制の整備(危機管理課)

○ 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、医療機関の要請に備えて自家発電等の燃料供給体制を、供給先との災害協定を締結することにより、継続した医療提供体制の確保を図る必要がある。

透析医療機関での非常時対応体制の整備(危機管理課)

○ 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関の要請に備えて自家発電等の燃料供給体制や水道水の供給体制を、供給先との災害協定を締結することにより、継続した透析治療を提供できる体制の確保が必要である。

災害拠点病院での非常時対応体制の維持(危機管理課)

○ 日本海総合病院においては自家発電設備を備え、3日分以上の燃料および食料を備蓄しているが、災害が発生した場合に、安全・信頼・高度の医療を提供できる体制の確保できるよう、医療機関の要請に備えて燃料・飲料水・食糧などを供給できるよう、供給先との災害協定を締結することが必要である。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実(危機管理課、健康課、消防本部)

○ 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、絶えず出動要請基準の見直しや症例検討会による事後検証等を実施し、安全かつ円滑な運航の確保に努めている。災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間も使用可能なランデブーポイントの確保、将来を見据えた搭乗医師等の確保、ドクターヘリを導入している隣県との広域連携を推進する必要がある。

社会福祉施設等における食糧等の調達(介護保険課、福祉課)

○ 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導していることから、引き続き周知を図る必要がある。

災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備(介護保険課、福祉課)

○ 各社会福祉施設の防災対策について、適切な指導・助言が不十分なために被害が拡大する恐れがあるので、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う必要がある。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

○ 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫対策の推進(健康課、環境衛生課、危機管理課)

○ 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要があるが、予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン(第2期)の接種率は約94%(H26)、同四種混合ワクチン接種率は約90%(H26)、同高齢者インフルエンザワクチン接種率は約55%(H26)にとどまっている。

○ 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生を確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に担う。

○ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、感染症を担当する保健所との連携を図る。

2-7) 劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

食料等の備蓄(危機管理課)

○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。

○ 市における備蓄については、ローリングストック方式で随時2日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

庁舎等の維持管理等の推進(総務課、行政経営課、各施設管理課)

○ 市本庁舎、分庁舎(中町庁舎)、その他支所(総合支所)等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築されていることから、大規模な地震にも十分耐えることができる耐震性を有している。

これまで、各施設管理者において施設や設備の老朽化に伴う維持補修等、必要な取組みを進めてきており、本庁舎の庁舎改築が平成29年7月に完了しているが、中町庁舎が完成から今年で32年経過するなど、大規模改修が必要な庁舎等が増加していく。このことから、今後は、酒田市公共施設適正化基本計画の公共施設適正化マネジメントの基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

<p>市の業務継続に必要な体制の整備(危機管理課)</p> <p>○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に酒田市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「酒田市業務継続計画」を策定したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。</p>
<p>IT部門における業務継続体制の整備(危機管理課、情報管理課)</p> <p>○ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。</p> <p>○ 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用などを検討していく。</p> <p>○ 新庁舎は自家発電によるネットワークおよびサーバー電源の確保が可能となっている。また端末側も無線ネットワークとノート型PCで運用していることから、停電時にもICTを利用した業務継続が可能となっている。こういった設備を災害時にも活用できるように、緊急時運用の定期的な訓練等を実施していく必要がある。</p>
<p>災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(総務課、行政経営課、各施設管理課)</p> <p>○ 災害時に防災拠点となる庁舎(市本庁舎、分庁舎(中町庁舎)、その他支所(総合支所)等)の耐震化率は100%である。</p>
<p>大規模災害時における広域連携の推進(危機管理課)</p> <p>○ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内外の市町と相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める必要がある。</p>
<p>災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)</p> <p>○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新していく必要がある。</p>
<p>緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(危機管理課)</p> <p>○ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。</p>

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<p>情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(危機管理課)</p> <p>○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>
<p>災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)</p> <p>○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新していく必要がある。</p>

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<p>災害情報伝達手段の確保(危機管理課、市長公室)</p> <p>○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。</p>
<p>災害時における住民等への情報伝達体制の強化(危機管理課)</p> <p>○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>
<p>災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)</p> <p>○ 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、整備を促進する必要がある。</p>
<p>自主防災組織の育成強化(危機管理課)</p> <p>○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約96%(R1)と全国平均(83%/H30)を上回っているが、更なる組織化を促進する必要がある。</p> <p>○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。</p>

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<p>情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(危機管理課)</p> <p>○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する必要がある。</p>
<p>災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)</p>

○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、自営の通信網として県防災行政通信ネットワークを保有しているが、今後、支障が出ないように適正な時期に更新していく必要がある。

災害情報伝達手段の確保(危機管理課、市長公室)

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(危機管理課)

○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する必要がある。

災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)

○ 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、整備を促進する必要がある。

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(危機管理課)

○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。

リスク分散を重視した企業誘致等の推進(商工港湾課)

○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 物流の拠点となる港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(危機管理課)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

石油コンビナートの防災体制の充実強化(危機管理課)

○ 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から県の石油コンビナート等防災計画の見直しに合わせた対応など、防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。

○ 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 石油コンビナートや重要な産業施設等に関する港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。さらに、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

港湾機能継続のための体制整備(商工港湾課)

○ 「酒田港湾機能継続計画(港湾BCP)(H27.3)」(「酒田港湾機能継続計画協議会」策定、事務局:東北地方整備局酒田港湾事務所および山形県港湾事務所)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する必要がある。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(危機管理課、土木課)

○ 本県の高速道路については道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。

○ 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(土木課)

○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

羽越新幹線の整備(企画調整課)

○ 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(企画調整課)

○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。
○ 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

地方航空ネットワークの維持・拡大(企画調整課)

○ 庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進(企画調整課、商工港湾課)

○ 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を促進する必要がある。
○ 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し、機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を推進する必要がある。
○ 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給(農政課)

○ 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じる必要がある。また、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等は、BCP(事業継続計画)の策定等を通じて、災害時においても業務を継続できるような体制の確立を図る必要がある。

食料生産基盤の整備(農政課、農林水産課)

○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。

目標6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(危機管理課)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

再生可能エネルギーの導入拡大(企画調整課)

○ 東日本大震災前(平成22年度)において、県内発電所の供給電力量は県内消費電力量比で約6割となっており、残りの4割は県外からの融通電力になっている。(平成25年度: 県内約8割、県外約2割)
生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。

また、災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、風力や太陽光、バイオマス、中小水力などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

6-2) 上下水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(上下水道部)

○ 水道施設の耐震化率(簡易水道・小規模水道を除く)は、基幹管路が55.5%(H29)、浄水施設が0%(H29)、配水施設が29.6%(H29)と、全国平均の各々39.3%、29.1%、55.2%と比較して、基幹管路を除き全国水準を下回っており、施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進(農林水産課)

○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

災害時の応急給水体制などの整備(上下水道部)

○ 給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図る。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進(上下水道部)

○ 下水道に係る業務継続計画(BCP)は、災害時に備え、より実効性のあるBCPへブラッシュアップする必要がある。また、道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、地方公営企業として財政状況を勘案しながら着実に進める必要がある。

汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進(上下水道部)

○ ポンプ施設・処理施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める必要がある。また、非常用エンジンや自家発電機の設置を進め、災害時の汚水処理機能の保持に努める必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(企画調整課)

○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を図る必要がある。

○ 災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。

路線バス等地域公共交通の確保(都市デザイン課)

○ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進(農林水産課)

○ 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。

災害に強い路網整備の推進(農林水産課)

○ 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備、治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(土木課)

○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

ライフラインの早期復旧の促進(危機管理課、土木課)

○ 大規模災害が発生した場合、電気・上下水道・ガス・燃料・交通ネットワークなどライフラインの早期の復旧は困難であり市民生活に支障をきたすため、代替するものが必要である。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生

ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止(農林水産課)

○ ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。また、使用していないため池については、廃止について、管理者と協議していく必要がある。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を行う必要がある。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

砂防施設の計画的な維持管理の推進(土木課)

○ 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する必要がある。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(危機管理課)

○ 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進(危機管理課)

○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。

危険物施設の耐震化の促進(危機管理課、建築課、消防本部)

○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

NBC災害対策用資機材の充実(危機管理課)

○ NBC災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る必要がある。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(危機管理課)

○ 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理の推進(農林水産課)

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(危機管理課)

○ 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

目標8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定(環境衛生課)

○ 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体との連携強化(危機管理課)

○ 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

復旧・復興を担う人材の育成(土木課、建築課)

○ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。
○ 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の構成比は約11%(H22国勢調査)と、H12国勢調査時の約19%から8ポイント減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの維持(まちづくり推進課)

○ 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となる懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が約96%(R1)と全国平均(83%/H30)を上回っているが、更なる組織化を促進する必要がある。

○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

被災者生活再建支援制度の拡充(危機管理課)

○ 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める必要がある。

空き家対策の推進(まちづくり推進課)

○ 空き家・空き地であっても個人の所有物であることが大前提であり、大規模災害発生時に、空き家の所有者が近くに居なかったり、連絡が取れなくなることで放置される恐れがあるので、常日頃から空き家の所有者と連絡が取れる体制を構築する必要がある。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

高速道路及び地域高規格道路等の整備(危機管理課、土木課)

○ 本県の高速度道路については道路網が途切れている区間(ミッシングリンク)も存在するなど、整備が大幅に遅れている状況にある。大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速度道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等を早急に整備する必要がある。

○ 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速度道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める必要がある。

奥羽・羽越新幹線の整備(企画調整課)

○ 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていない。日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽・羽越新幹線の整備を早期に実現する必要がある。

山形新幹線の庄内延伸(企画調整課)

○ 東日本大震災を教訓として、庄内沿岸地域と内陸圏とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた新幹線は、高速交通ネットワークの基軸として期待されているが、庄内にはまだ新幹線が整備されていない。庄内と内陸を結ぶ高速交通ネットワークの形成を図り、県内の均衡ある発展と東西のリダンダンシー機能の是正のためにも、山形新幹線の庄内延伸を早期に実現する必要がある。

地方航空ネットワークの維持・拡大(企画調整課)

○ 庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図ることが必要である。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

○ 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。

迅速な復興に資する地籍調査の推進(農林水産課)

○ 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものである。進捗率は69.0%(H30)と県(49.2%)よりは高いが、約1/3の市町村が完了していることから、計画的に推進する必要がある。

別表2 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

<p>1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生</p> <p>住宅・建築物等の耐震化の促進(建築課、危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を促進する。 ○ 市の防災拠点施設のうち体育施設等について、耐震化を一層促進する。 <p>市営住宅の耐震化の推進(建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅について、老朽化に対する保全に努める。 <p>緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。 <p>空港及び港湾の耐震化の促進(企画調整課、商工港湾課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の緊急輸送の拠点となる空港施設や港湾施設について、大規模な地震にも対応可能な耐震化対策を国、県に対して要望する。 <p>市営住宅の老朽化対策の推進(建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市営住宅について、「酒田市市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理(修繕、改善等)に努める。 <p>空き家対策の推進(まちづくり推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会(近隣住民)と空き家等所有者がすぐに連絡が取り合えるよう、常日頃から良好な関係を築くことを目的に、自治会による空き家等見守り隊の活動を推進する。 <p>家具の転倒防止対策の推進(危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。 <p>緊急輸送道路等の整備(土木課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。 <p>街路・都市施設等の整備(危機管理課、都市デザイン課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、防災センターや一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。 <p>大規模盛土造成地対策の推進(危機管理課、都市デザイン課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、国と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、市民に対して情報提供等対策を推進する。 <p>避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進(危機管理課、福祉課、介護保険課、教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難にあたり一定の配慮を必要とする高齢者、障がい者等のための福祉避難所は指定済であるが、今後、状況の変化に合わせ、随時見直しを行っていく。 ○ 避難所の機能強化のため、引き続き、市町村が実施する耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。 ○ 避難所の衛生状態を確保するため、小中学校のトイレ改修を促進する。 <p>避難路沿道のブロック塀等の耐震化の促進(建築課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うため避難路等の沿道のブロック塀等の耐震化を促進する。
<p>1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災</p> <p>庁舎等の耐震化・維持管理等の推進(総務課、各施設管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本庁舎、分庁舎(中町庁舎)、その他支所(総合支所)等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築されていることから、今後は、酒田市公共施設適正化基本計画の公共施設適正化マネジメントの基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。 <p>被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進(総務課、各施設管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。 <p>不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進(建築課、教育委員会、子育て支援課、福祉課、介護保険課)</p>

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。特に、耐震診断が義務付けられたホテル・旅館等の民間の大規模建築物については、耐震診断結果に基づく対応を促進するため、国の制度を活用した新たな支援制度の整備を図る。
- 公立学校施設のうち老朽化した施設やトイレの洋式化が完了していない学校については、国庫負担金・交付金を活用しながら計画的な整備を行う。
- 未耐震化の文化財においては大改修を機に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う予定としている。また、市立資料館については、移転を含めた将来構想が必要であるため、構想が決まり次第対応を検討することとする。
- 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定保育園の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。
- 児童養護施設、児童自立支援施設のうち老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。
- 社会福祉施設は、2次避難所としての利用が想定されていることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、避難所機能の確保を図る。

都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進(土木課)

- 都市公園施設の主要な建築物については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、「酒田市公園施設長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。また、耐震化未完了の建築物等については、更新に合わせ耐震化を行い機能強化を図る。

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進(商工港湾課)

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進(建築課)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

大規模盛土造成地対策の推進(危機管理課、都市デザイン課)

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するため、国と連携し変動予測調査を実施するとともに、調査結果を公表するなど、市民に対して情報提供等対策を推進する。

1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生

津波ハザードマップ・津波避難体制の整備(危機管理課)

- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が津波災害警戒区域の指定を行うことから、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直し、及び見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。
- 指定後の浸水区域の要配慮者利用施設について、避難確保計画作成の説明会の実施、避難訓練実施の照会などを行い、実施状況の把握に努める。

津波避難対策の推進(危機管理課)

- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板、津波避難誘導看板等の設置を進める。また、道路からの避難あるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。

津波観測体制の充実強化(危機管理課)

- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

漁港施設の整備(農林水産課)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備が推進されるよう県に対して要望する。

海岸保全施設の整備・維持管理の推進(商工港湾課、農林水産課)

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備の推進や、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等が図られるよう県に対して要望する。

空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進(企画調整課、商工港湾課)

- 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を促進する。
- 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を国、県に対して要望する。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を県に対して要望する。

飛島における津波等避難対策の推進(危機管理課)

- 県が平成27年度に実施した津波浸水想定の見直しを踏まえ、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直し、及び見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。
- 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板等の設置を進める。また、脆弱な避難路を整備、管理し道路からの避難あるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。
- 大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化のため、GPS波浪計や海底地震計の増設を政府に提案するなど、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を促進する。

1-4) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

洪水ハザードマップの作成(危機管理課)

- 出前講座などの場を利用し、洪水ハザードマップの活用を促進する。

避難勧告等の具体的な発令基準の策定(危機管理課)

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、マニュアルの見直しを推進する。

迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(危機管理課)

- 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の作成を、国・県に対して要望していくとともに、公表された浸水想定区域を市民に対して周知していく。
- 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を県に要望していく。

タイムラインの運用(危機管理課)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。

治水対策の推進(土木課)

- 近年の気候の変動による局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

河川管理施設の維持管理(土木課)

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

都市部における内水浸水対策の促進(土木課、上下水道部)

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、「社会資本総合整備計画」に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

火山噴火に対する警戒避難体制の整備(危機管理課、交流観光課)

- 火山活動の状況について、突発的に発生する水蒸気噴火の前兆をより正確に観測できるよう観測体制の強化を図る。
- 平常時から火山防災関係者による顔の見える関係を構築するとともに、防災訓練を通じて連携の強化を図る。
- 観光客や登山者の安全確保のため、突発的な噴火を想定した避難壕の整備や迅速な安否確認のための登山者の状況を把握するための方策を検討する。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備(危機管理課)

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練などを積極的に行い、警戒避難体制を整備する。

土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定(危機管理課)

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、引き続き、避難勧告等の発令基準に基づき適切に対応していく。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

- 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を県に対して要望する。

砂防施設の整備・維持管理の推進(土木課)

- 砂防施設の整備について、災害発生箇所の再度災害防止対策及び要配慮者利用施設(24時間入居型)の保全対策などを重点的に推進する。
- 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。
- 活火山である鳥海山については、日向川等において砂防設備を整備するとともに、「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、緊急ハード対策に取り組む。

土砂災害による住宅被害の軽減(建築課)

- 土砂災害による住宅被害を軽減するため、土砂災害特別警戒区域等に所在する住宅の移転を推進する。

1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

暴風雪時における的確な道路管理の推進(土木課)

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時には、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

道路の防雪施設の整備(土木課)

<p>○ 各道路管理者(国、県、市町村)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。</p>
<p>道路の除雪体制等の確保(土木課)</p> <p>○ 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。</p>
<p>雪下ろし事故を防止するための注意喚起(危機管理課)</p> <p>○ 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。</p>
<p>豪雪災害時の災害救助法の適用(危機管理課)</p> <p>○ 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物(雪)の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。</p>

<p>1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)</p> <p>○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に求めていく。</p>
<p>災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)</p> <p>○ 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。</p>
<p>迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化(危機管理課)</p> <p>○ 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の作成を、国・県に対して要望していくとともに、公表された浸水想定区域を市民に対して周知していく。</p> <p>○ 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を県に要望していく。</p>
<p>自主防災組織の育成強化(危機管理課)</p> <p>○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進する。</p> <p>○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。</p>
<p>防災教育の充実(危機管理課、教育委員会)</p> <p>○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づき県が津波災害警戒区域の指定を行うことから、市における津波ハザードマップや津波避難計画の見直し、及び見直し後の津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。</p> <p>○ 指定後の浸水区域の要配慮者利用施設について、避難確保計画作成の説明会の実施、避難訓練実施の照会などを行い、実施状況の把握に努める。</p>
<p>防災訓練の充実(危機管理課)</p> <p>○ 津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板、津波避難誘導看板等の設置を進める。また、道路からあるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。</p>
<p>災害時の要配慮者支援の促進(福祉課、介護保険課)</p> <p>○ 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や災害時要援護者台帳について、引き続き作成を促進する。</p>

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

<p>2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</p>
<p>食料等の備蓄(危機管理課)</p> <p>○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。</p> <p>○ 市における備蓄については、ローリングストック方式で随時2日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う。</p>
<p>支援助物資の供給等に係る広域連携体制の整備(危機管理課)</p> <p>○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。</p> <p>○ 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性を確保するため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。</p> <p>○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について整備を進める。</p>
<p>水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(上下水道部)</p> <p>○ 水道施設の耐震化は、今後の水需要の動向を踏まえ、広域的な水運用による災害に強い水道システムへの転換を図る。また、水道管路のすべてを耐震化するには長期間を要するため、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化することで、地震等発生時の復旧対応の充実を図る。</p>
<p>応急給水体制などの整備(上下水道部)</p>

○ 市防災計画による行政施設、医療施設、指定避難所等への配水経路について、計画的な耐震化を図る。各種危機管理マニュアルの見直しやスムーズな危機対応が図られるよう災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携に努める。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

○ 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。

災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備(福祉課、まちづくり推進課)

○ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、市と社会福祉協議会の連携を充実し活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保(危機管理課)

○ 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えて、非常用通信設備の整備を促進する。
○ 孤立危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を進める。
○ 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査(「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」)を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進(農林水産課)

○ 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網の整備を県に対して要望する。

孤立集落アクセスルートの確保(土木課)

○ 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊との連携強化(危機管理課)

○ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進(危機管理課、消防本部)

○ 災害時に防災拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

大規模災害時の消防力の確保(危機管理課、消防本部)

○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図るとともに、酒田地区広域行政組合に対し「酒田地区緊急消防援助隊受援計画」の策定を要望する。

緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止(危機管理課、消防本部)

○ 他県で発生する大規模災害時に酒田地区の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、市内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や派遣時における酒田地区管内及び県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進する。
○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時から活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

広域防災拠点の整備(危機管理課)

○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について整備を進める。

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(危機管理課)

○ 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

医療機関での非常時対応体制の整備(危機管理課)

○ 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、医療機関の要請に備えて自家発電等の燃料供給体制を、供給先との災害協定により整備することにより、継続した医療提供体制の確保を図る。

透析医療機関での非常時対応体制の整備(危機管理課)

○ 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関の要請に備えて自家発電等の燃料供給体制や水道水の供給体制を、供給先との災害協定により整備することにより、継続した透析治療を提供できる体制の確保を図る。

災害拠点病院での非常時対応体制の維持(危機管理課)

○ 日本海総合病院で自家発電設備を備え、3日以上以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも県民に対し安全・信頼・高度の医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図るとともに、燃料・飲料水・食料などの供給先との災害協定の締結を進める。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実(危機管理課、健康課、消防本部)

○ 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保や搭乗医師など医療スタッフの確保、さらには隣県との広域連携を推進する。

社会福祉施設等における食糧等の調達(介護保険課、福祉課)

○ 高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備(介護保険課、福祉課)

○ 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

○ 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫対策の推進(健康課、環境衛生課、危機管理課)

○ 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期的な予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。

○ 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生の確保生活空間の衛生を確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に担う。

○ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するため、感染症を担当する保健所との連携を図る。

2-7) 劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

食料等の備蓄(危機管理課)

○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

○ 市における備蓄については、ローリングストック方式で随時2日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

庁舎等の維持管理等の推進(総務課、行政経営課、各施設管理課)

○ 市本庁舎、分庁舎(中町庁舎)、その他支所(総合支所)等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築されていることから、今後は、酒田市公共施設適正化基本計画の公共施設適正化マネジメントの基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

市の業務継続に必要な体制の整備(危機管理課)

○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に酒田市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、県民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「酒田市業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。

IT部門における業務継続体制の整備(危機管理課、情報管理課)

○ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。

○ 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用などを検討していく。

○ 新庁舎は自家発電によるネットワークおよびサーバー電源の確保が可能となっている。また端末側も無線ネットワークとノート型PCで運用していることから、停電時にもICTを利用した業務継続が可能となっている。こういった設備を災害時にも活用できるよう、緊急時運用の定期的な訓練等を実施していく必要がある。

災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進(総務課、行政経営課、各施設管理課)

○ 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化について、市庁舎関係はすべて完了しており、引き続き庁舎の耐震性を維持する。

大規模災害時における広域連携の推進(危機管理課)

○ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内外の市町と相互応援協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)

○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に求めていく。

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保(危機管理課)

○ 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(危機管理課)

○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況の把握に努める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)

○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に求めていく。

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

災害情報伝達手段の確保(危機管理課、市長公室)

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(危機管理課)

○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)

○ 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進する。

○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備(危機管理課)

○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況の把握に努める。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保(危機管理課)

○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に求めていく。

災害情報伝達手段の確保(危機管理課、市長公室)

○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(危機管理課)

○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

災害時における住民への情報伝達の強化(危機管理課)

○ 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞

企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(危機管理課)

○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促進する。

リスク分散を重視した企業誘致等の推進(商工港湾課)

○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 物流の拠点となる港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を国、県に対して要望する。また、予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を県に対して要望する。

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(危機管理課)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

石油コンビナートの防災体制の充実強化(危機管理課)

○ 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から県の石油コンビナート等防災計画の見直しに合わせた対応など、防災体制の一層の充実強化を図る。

○ 酒田海上保安部や酒田地区広域行政組合消防本部などの関係機関と連携して実施している実地訓練について、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 石油コンビナートや重要な産業施設等に関する港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を国、県に対して要望する。さらに、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を県に対して要望する。

5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

港湾機能継続のための体制整備(商工港湾課)

○ 「酒田港港湾機能継続計画」(港湾BCP)に基づき、行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画の整備を国、県に対して要望する。

港湾施設の整備・老朽化対策の推進(商工港湾課)

○ 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を国、県に対して要望する。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を県に対して要望する。

高速道路及び地域高規格道路等の整備(危機管理課、土木課)

○ 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。

○ 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(土木課)

○ 道路施設の防災対策については、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。

○ 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

羽越新幹線の整備(企画調整課)

○ 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(企画調整課)

○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。

○ 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

地方航空ネットワークの維持・拡大(企画調整課)

○ 庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を促進する。

空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進(企画調整課、商工港湾課)

○ 空港施設については、建物等の耐震化対策は実施しているが、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の空港が大規模災害により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、滑走路などの施設整備を促進する。

○ 港湾施設については、一部を除き、最大級の地震や津波には、十分に対応できる構造になっていない。このため、隣県等の港湾が大規模津波等により被災し機能停止した場合に代替機能を担うことも視野に入れながら、緊急輸送が可能となる耐震強化岸壁などの緊急輸送施設の整備を国、県に対して要望する。

○ 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を県に対して要望する。

5-5) 食料等の安定供給の停滞

災害時における生鮮食料品の安定供給(農政課)

○ 卸売市場について、災害時でも生鮮食料品等を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに、平時から、災害時における電気・水・燃料の確保策や危機管理対応マニュアルの整備、卸売市場間の連携等の対策を講じるよう働きかけを行う。また、災害時においても業務継続できる体制の確立を図るため、市場開設者、卸売業者、仲卸業者等によるBCP(事業継続計画)の策定等を促進する。

食料生産基盤の整備(農政課、農林水産課)

○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

目標6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

エネルギー供給事業者との連絡強化(危機管理課)

○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

再生可能エネルギーの導入拡大(企画調整課)

○ 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。また、風力や太陽光やバイオマス、中小水力などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

6-2) 上下水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進(上下水道部)

○ 水道施設の耐震化は、今後の水需要の動向を踏まえ、広域的な水運用による災害に強い水道システムへの転換を図る。また、水道管路のすべてを耐震化するには長期間を要するため、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化することで、地震等発生時の復旧対応の充実を図る。

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進(農林水産課)

○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

災害時の応急給水体制などの整備(上下水道部)

○ 市防災計画による行政施設、医療施設、指定避難所等への配水経路について、計画的な耐震化を図る。各種危機管理マニュアルの見直しやスムーズな危機対応が図られるよう災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携に努める。

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進(上下水道部)

○ より実効性のあるBCPへの見直しを図る。また、施設の更新に併せて、耐震化を着実に進める。

汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進(上下水道部)

○ ポンプ施設・処理施設は、非常用エンジンや自家発電機の設置を図る。老朽化対策を着実に進める。また、施設の統廃合を着実に進める。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

鉄道施設の耐震化・防災対策の促進(企画調整課)

○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。

○ 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

路線バス等地域公共交通の確保(都市デザイン課)

○ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進(農林水産課)

○ 農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

災害に強い路網整備の推進(農林水産課)

○ 災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進(土木課)

○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。

○ 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

ライフラインの早期復旧の促進(危機管理課、土木課)

○ 自宅等が被災し生活が困難となった場合、被災者の生活を確保するために避難所が必要であり、避難所で発電機や飲料水等の生活するための物品整備が必要であることから、避難施設及び物品の整備を推進する。

○ 民間企業との協定を締結し、避難所での代替施設・物品として活用できるよう連携を図る。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生

ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止(農林水産課)

○ ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。使用していないため池については、廃止可能か管理者の意向調査を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を県に対して要望する。

砂防施設の計画的な維持管理の推進(土木課)

○ 砂防施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減を念頭に、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、計画的な施設更新・修繕等を実施する。

土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備(危機管理課)

○ 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進(危機管理課)

○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

危険物施設の耐震化の促進(危機管理課、建築課、消防本部)

○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

NBC災害対策用資機材の充実(危機管理課)

○ NBC災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施(危機管理課)

○ 県主催の石油コンビナート防災訓練への参加など化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保安全管理の推進(農林水産課)

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。

治山施設等の土砂災害対策の推進(農林水産課)

○ 治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を県に対して要望する。

7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信(危機管理課)

○ 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

目標8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理計画の策定(環境衛生課)

○ 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の構築を図る。計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、持続的な計画とする。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

建設関係団体との連携強化(危機管理課)

○ 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

復旧・復興を担う人材の育成(土木課、建築課)

○ 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を行う。
○ 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの維持(まちづくり推進課)

○ 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、県と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

自主防災組織の育成強化(危機管理課)

○ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進する。

○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

被災者生活再建支援制度の拡充(危機管理課)

○ 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

○ 被災者支援システムを活用し、罹災証明の速やかな発行など被災者生活再建に向けた取組みを進める。

空き家対策の推進(まちづくり推進課)

○ 自治会(近隣住民)と空き家等所有者がすぐに連絡が取り合えるよう、常日頃から良好な関係を築くことを目的に、自治会による空き家等見守り隊の活動を推進する。

8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

高速道路及び地域高規格道路等の整備(危機管理課、土木課)

○ 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。

○ 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

奥羽・羽越新幹線の整備(企画調整課)

○ 東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、日本海国土軸の形成を図り、東京一極集中を是正するため、フル規格の奥羽・羽越新幹線整備の早期実現に向けて取り組む。

山形新幹線の庄内延伸(企画調整課)

○ 庄内沿岸地域と内陸圏とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の確保や、庄内と内陸を結ぶ高速交通ネットワークの形成を図り、県内の均衡ある発展と東西のリダンダンシー機能の是正のため、山形新幹線庄内延伸の早期実現に向けて取り組む。

地方航空ネットワークの維持・拡大(企画調整課)

○ 庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を促進する。

緊急輸送道路等の確保(土木課)

○ 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。

迅速な復興に資する地籍調査の推進(農林水産課)

○ 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものである。進捗率は69.0%で県平均の49.2%よりは高いが、約1/3の市町村が完了していることから、計画的に推進する。

別表3 参考指標一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる							
1-1) 地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生							
住宅の耐震化率	建築課	%	H25年度	71.7	R2年度	95	市
市営住宅の耐震化率	建築課	%	H27年度	100	R2年度	100	市
取組自治会数	まちづくり推進課	自治会	H28年度	全自治会数の3分の1程度	R4年度	150	地域
1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災							
市有施設の耐震化率	建築課	%	H30年度	90.1	R2年度	95	市
5年間で長寿命化および機能強化を図る公園数 5年間で5公園 (平成30年～令和4年)	土木課	公園	H29年度	0	R4年度	5	市
1-3) 大規模津波等による多数の死者の発生							
1-4) 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生							
都市浸水対策面積(降雨強度50.4mm/hr【7年確率】)	土木課 上下水道部	%	H27	0	R4	64	市
1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生							
1-6) 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生							
1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生							
防災ラジオの頒布台数	危機管理課	台	H29	900	R2	4000	市
自主防災組織の組織率	危機管理課	%	R1	96	R5	100	市
避難所運営訓練参加者数	危機管理課	人	H29	200	R4	3200	市
目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる							
2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止							
水道の基幹管路の耐震化率(簡易水道・小規模水道含む)	上下水道部	%	H26	43.5	R7	48	市
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生							
2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足							
自主防災組織の組織率	危機管理課	%	R1	96	R5	100	市
2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶							
2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺							
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生							
2-7) 劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生							
目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する							
3-1) 市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							
目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する							
4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止							
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態							
自主防災組織の組織率	危機管理課	%	R1	96	R5	100	市
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態							
目標5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない							
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞							
5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止							
5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等							
5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響							
5-5) 食料等の安定供給の停滞							
目標6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。							
6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止							
6-2) 上下水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止							
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止							
6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態							
6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全							
目標7 制御不能な二次災害を発生させない							
7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生							
ハザードマップ未策定ため池	農林水産課	箇所	R2	8	R2	0	市
策定済みハザードマップへの情報補完	農林水産課	箇所	R2	0	R2	16	市
7-2) 有害物質の大規模拡散・流出							
7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大							
7-4) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響							
目標8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する							
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失							
自主防災組織の組織率	危機管理課	%	R1	96	R5	100	市
取組自治会数	まちづくり推進課	自治会	H28年度	全自治会数の3分の1程度	R4年度	150	地域
8-4) 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態							
進捗率	農林水産課	%	H30	69	R5	69.6	市

別表4 施策分野別施策一覧

施策名	担当部局	関連計画	ハード/ソフト	重点化 施策	緊急性 (5段階)	実現性 (5段階)	実施状況 (5段階)	重要度 (5段階)
1 行政機能(消防含む)								
住宅・建築物等の耐震化の促進	建築課 危機管理課	酒田市総合計画、公共施設等 総合管理計画、酒田市建築物 耐震改修促進計画、酒田市地 域防災計画	ハード/ソフト	●	5	4	5	1
避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進	危機管理課 福祉課 介護保険課 教育委員会		ハード/ソフト	●	1	3	3	1
庁舎等の耐震化・維持管理等の推進	総務課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進	総務課 各施設管理課		ハード		5	5	2	2
避難勧告等の具体的な発令基準の策定	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	5	5	5
タイムラインの運用	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	4	5	3	5
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
食料等の備蓄	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト	●	1	2	4	1
警察・消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進	危機管理課 消防本部	酒田市総合計画、公共施設等 総合管理計画、酒田市地域防 災計画	ハード	●	4	5	4	4
大規模災害時の消防力の確保	危機管理課 消防本部	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	3
緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止	危機管理課 消防本部	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	3
広域防災拠点の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	2	3	5	1
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
食料等の備蓄	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
庁舎等の維持管理等の推進	総務課 行政経営課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
市の業務継続に必要な体制の整備	危機管理課	酒田市業務継続計画	ソフト		5	5	3	1
IT部門における業務継続体制の整備	危機管理課 情報管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		2	1	5	2
災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進	総務課 行政経営課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
大規模災害時における広域連携の推進	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	1	2	5	1
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	2	4
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	2	4
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
NBC災害対策用資機材の充実	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	3	3
2 危機管理								
住宅・建築物等の耐震化の促進	建築課 危機管理課	酒田市総合計画、公共施設等 総合管理計画、酒田市建築物 耐震改修促進計画、酒田市地 域防災計画	ハード/ソフト	●	5	4	5	1
避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進	危機管理課 福祉課 介護保険課 教育委員会		ハード/ソフト	●	1	3	3	1
津波ハザードマップ・津波避難体制の整備	危機管理課		ソフト	●	1	1	5	1
津波避難対策の推進	危機管理課		ハード/ソフト	●	2	4	2	2
津波観測体制の充実強化	危機管理課		ハード/ソフト		3	3	4	3
飛鳥における津波等避難対策の推進	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	2	2	3	1
洪水ハザードマップの作成	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	1	2	1
避難勧告等の具体的な発令基準の策定	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	5	5	5
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト	●	1	3	3	1
タイムラインの運用	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	4	5	3	5
火山噴火に対する警戒避難体制の整備	危機管理課 交流観光課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	3	5	5
土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	3	5	5
豪雪災害時の災害救助法の適用	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト	●	1	3	3	1
自主防災組織の育成強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	5	2	1
防災教育の充実	危機管理課 教育委員会		ソフト	●	1	1	5	1
防災訓練の充実	危機管理課		ハード/ソフト	●	2	4	2	2
支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト	●	1	2	4	1
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備	福祉課 まちづくり推進課	酒田市総合計画、酒田市地 域防災計画	ソフト		5	5	3	1
孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター着陸可能場所 自衛隊との連携強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト	●	5	5	3	1
自主防災組織の育成強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	3	2	1
自主防災組織の育成強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	5	2	1
広域防災拠点の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	2	3	5	1
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
市の業務継続に必要な体制の整備	危機管理課	酒田市業務継続計画	ソフト		5	5	3	1
大規模災害時における広域連携の推進	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	1	2	5	1
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
自主防災組織の育成強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	5	2	1
災害時における行政機関相互の通信手段の確保	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード		3	3	2	2
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1

施策名	担当部局	関連計画	ハード/ソフト	重点化 施策	緊急性 (5段階)	実現性 (5段階)	実施状況 (5段階)	重要度 (5段階)
災害時における住民への情報伝達の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード	●	4	5	4	5
石油コンビナートの防災体制の充実強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	3
ライフラインの早期復旧の促進	危機管理課 土木課		ハード/ソフト	●	2	2	2	1
ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止	農林水産課		ハード/ソフト		1	3	4	1
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		4	4	4	4
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	危機管理課		ソフト		3	3	3	3
建設関係団体との連携強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
地域コミュニティの維持	まちづくり推進課	酒田市総合計画	ソフト		5	5	3	1
自主防災組織の育成強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	5	2	1
被災者生活再建支援制度の拡充	危機管理課		ソフト	●	5	2	2	2
3 建設住宅								
住宅・建築物等の耐震化の促進	建築課 危機管理課	酒田市総合計画、公共施設等 総合管理計画、酒田市建築物 耐震改修促進計画、酒田市地 域防災計画	ハード/ソフト	●	5	4	5	1
市営住宅の耐震化の推進	建築課		ハード		5	5	2	3
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進	建築課	酒田市建築物耐震改修促進 計画	ハード/ソフト		3	4	5	3
市営住宅の老朽化対策の推進	建築課	酒田市公営住宅長寿命化計 画	ハード		5	3	3	2
空き家対策の推進	まちづくり推進課	酒田市総合計画	ソフト		5	5	3	3
家具の転倒防止対策の推進	危機管理課		ソフト		2	2	4	2
大規模盛土造成地対策の推進	危機管理課 都市デザイン課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	5	4	4	1
避難路沿道のブロック塀等の耐震化の促進	建築課	酒田市建築物耐震改修促進 計画	ハード/ソフト		5	4	3	3
庁舎等の耐震化・維持管理等の推進	総務課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	建築課 教育委員会 子育て支援課 福祉課 介護保険課	酒田市スポーツ推進計画、第 2期教育振興基本計画	ハード	●	5	3	4	1
都市公園施設の耐震化・計画的な維持管理の推進	土木課	公共施設長寿命化計画	ハード	●	5	5	4	2
事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進	商工港湾課		ソフト	●	1	3	4	1
土砂災害による住宅被害の軽減	建築課		ハード		5	4	3	3
医療機関での非常時対応体制の整備	危機管理課		ソフト	●	2	3	3	1
災害拠点病院での非常時対応体制の維持	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	5	1
ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実	危機管理課 健康課 消防本部	酒田市地域防災計画	ソフト		5	3	3	1
庁舎等の維持管理等の推進	総務課 行政経営課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化の推進	総務課 行政経営課 各施設管理課	公共施設適正化基本計画	ハード		5	5	1	2
危険物施設の耐震化の促進	危機管理課 建築課 消防本部		ハード		2	4	2	4
4 交通・港湾								
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進	建築課	酒田市建築物耐震改修促進 計画	ハード/ソフト		3	4	5	3
空港及び港湾の耐震化の促進	企画調整課 商工港湾課	酒田市総合計画、酒田市地 域防災計画	ハード	●	1	3	4	1
緊急輸送道路等の整備	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
街路・都市施設等の整備	危機管理課 都市デザイン課		ハード	●	3	4	2	2
津波避難対策の推進	危機管理課		ハード/ソフト	●	2	4	2	2
海岸保全施設の整備・維持管理の推進	商工港湾課 農林水産課		ハード	●	1	3	4	1
空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進	企画調整課 商工港湾課	酒田市総合計画、酒田市地 域防災計画	ハード	●	1	3	4	1
暴風雪時における的確な道路管理の推進	土木課		ハード/ソフト		5	5	3	1
道路の防雪施設の整備	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)	ハード		2	3	3	2
道路の除雪体制等の確保	土木課		ハード/ソフト	●	5	3	3	1
防災訓練の充実	危機管理課		ハード/ソフト	●	2	4	2	2
緊急輸送道路等の確保	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
孤立集落アクセスルートの確保	土木課	酒田市中心市街地へのアクセ ス改善と賑わいを創出する社 会資本総合整備、酒田市中 心市街地へのアクセス改善と 賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
緊急輸送道路等の確保	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
港湾施設の整備・老朽化対策の推進	商工港湾課		ハード	●	1	3	4	1
港湾施設の整備・老朽化対策の推進	商工港湾課		ハード	●	1	3	4	1
港湾施設の整備・老朽化対策の推進	商工港湾課		ハード	●	1	3	4	1
高速道路及び地域高規格道路等の整備	危機管理課 土木課	酒田市総合計画、酒田市地 域防災計画	ハード	●	1	5	4	1

施策名	担当部局	関連計画	ハード/ソフト	重点化 施策	緊急性 (5段階)	実現性 (5段階)	実施状況 (5段階)	重要度 (5段階)
道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備、酒田市中心市街地 へのアクセス改善と賑わいを 創出する社会資本総合整備 (防災・安全)、酒田市橋梁長 寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
羽越新幹線の整備	企画調整課	酒田市総合計画	ハード		3	4	5	1
山形新幹線の庄内延伸	企画調整課	酒田市総合計画	ハード		3	4	5	1
鉄道施設の耐震化・防災対策の促進	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	4	1
地方航空ネットワークの維持・拡大	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	3	1
空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の促進	企画調整課 商工港湾課	酒田市総合計画、酒田市地域 防災計画	ハード	●	1	3	4	1
鉄道施設の耐震化・防災対策の促進	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	4	1
路線バス等地域公共交通の確保	都市デザイン課		ソフト		5	5	2	2
道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
ライフラインの早期復旧の促進	危機管理課 土木課		ハード/ソフト	●	2	2	2	1
高速道路及び地域高規格道路等の整備	危機管理課 土木課	酒田市総合計画	ハード	●	1	5	4	1
奥羽・羽越新幹線の整備	企画調整課	酒田市総合計画	ハード		3	4	5	1
山形新幹線の庄内延伸	企画調整課	酒田市総合計画	ハード		3	4	5	1
地方航空ネットワークの維持・拡大	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	3	1
緊急輸送道路等の確保	土木課	酒田市地域防災計画、酒田市 中心市街地へのアクセス改善 と賑わいを創出する社会資本 総合整備(防災・安全)、酒田 市橋梁長寿命化修繕計画	ハード	●	1	3	4	1
5. 国土保全								
津波観測体制の充実強化	危機管理課		ハード/ソフト		3	3	4	3
海岸保全施設の整備・維持管理の推進	商工港湾課 農林水産課		ハード	●	1	3	4	1
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	危機管理課		ハード/ソフト	●	1	3	3	1
治水対策の推進	土木課		ハード	●	1	5	4	1
河川管理施設の維持管理	土木課		ハード		1	5	4	1
都市部における内水浸水対策の促進	土木課 上下水道部	酒田市公共下水道事業計画、 酒田市における防災・減災・ 安全に資する下水道の整備 (防災・安全)(重点計画)、酒 田市下水道事業 経営戦略	ハード	●	5	5	3	1
土砂災害に対する警戒避難体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	3	5	5
砂防施設の整備・維持管理の推進	土木課		ハード		1	5	4	1
迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化	危機管理課		ハード/ソフト	●	1	3	3	1
砂防施設の計画的な維持管理の推進	土木課		ハード		1	4	5	1
土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		4	4	4	4
農地・農業用施設等の保管理の推進	農林水産課		ハード/ソフト		3	3	3	3
迅速な復興に資する地籍調査の推進	農林水産課		ソフト		5	5	3	1
6. 防災・危機管理								
透析医療機関での非常時対応体制の整備	危機管理課		ソフト	●	2	3	3	1
社会福祉施設等における食糧等の調達	介護保険課 福祉課		ソフト		1	4	3	1
災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備	介護保険課 福祉課		ソフト		1	4	3	1
防疫対策の推進	健康課 環境衛生課 危機管理課		ハード/ソフト	●	5	3	3	2
7. ライフライン・情報通信								
水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	上下水道部	新・酒田市水道事業基本計画 -新しい水道ビジョンと経営 戦略-	ハード		5	5	4	1
応急給水体制などの整備	上下水道部	新・酒田市水道事業基本計画 -新しい水道ビジョンと経営 戦略-	ハード/ソフト		5	5	3	1
IT部門における業務継続体制の整備	危機管理課 情報管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		2	1	5	2
情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	2	4
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
災害時における住民等への情報伝達体制の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	3	3
情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	2	4
災害情報伝達手段の確保	危機管理課 市長公室	酒田市地域防災計画、酒田市 水防計画、酒田市情報化計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
災害時における住民等への情報伝達体制の強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ハード/ソフト		3	3	3	3
エネルギー供給事業者との連絡強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	2
エネルギー供給事業者との連絡強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	2
再生可能エネルギーの導入拡大	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	4	3
水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	上下水道部	新・酒田市水道事業基本計画 -新しい水道ビジョンと経営 戦略-	ハード		5	5	4	1
災害時の応急給水体制などの整備	上下水道部	新・酒田市水道事業基本計画 -新しい水道ビジョンと経営 戦略-	ハード/ソフト		5	5	4	1
下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進	上下水道部	酒田市下水道事業 経営戦 略、酒田市下水道ストックマ ネジメント計画	ハード/ソフト		5	5	3	1
汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進	上下水道部	酒田市下水道事業 経営戦 略、酒田市下水道ストックマ ネジメント計画	ハード		5	5	3	1
ライフラインの早期復旧の促進	危機管理課 土木課		ハード/ソフト	●	2	2	2	1
8. 産業経済								
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	危機管理課		ソフト		2	2	3	2
リスク分散を重視した企業誘致等の推進	商工港湾課		ソフト	●	1	3	4	1

施策名	担当部局	関連計画	ハード/ソフト	重点化 施策	緊急性 (5段階)	実現性 (5段階)	実施状況 (5段階)	重要度 (5段階)
エネルギー供給事業者との連絡強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	2
石油コンビナートの防災体制の充実強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	3
港湾機能継続のための体制整備	商工港湾課		ソフト	●	1	1	4	1
エネルギー供給事業者との連絡強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		3	4	4	2
再生可能エネルギーの導入拡大	企画調整課	酒田市総合計画	ハード/ソフト		3	4	4	3
災害時の応急給水体制などの整備	上下水道部	新・酒田市水道事業基本計画 —新しい水道ビジョンと経営 戦略—	ハード/ソフト		5	5	4	1
9 農林水産								
漁港施設の整備	農林水産課		ハード		1	1	4	1
海岸保全施設の整備・維持管理の推進	商工港湾課 農林水産課		ハード	●	1	3	4	1
治山施設等の土砂災害対策の推進	農林水産課		ハード		1	1	4	1
治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進	農林水産課		ハード		1	1	4	1
災害時における生鮮食料品の安定供給	農政課		ハード/ソフト		3	3	4	2
食料生産基盤の整備	農政課 農林水産課		ハード		3	3	4	2
農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進	農林水産課		ハード		1	3	4	2
汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進	上下水道部	酒田市下水道事業 経営戦略	ハード		5	5	3	1
農道施設の耐震化・長寿命化対策の推進	農林水産課		ハード		5	5	3	2
災害に強い路網整備の推進	農林水産課		ハード		3	4	4	4
ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止	農林水産課		ハード/ソフト		1	3	4	1
治山施設等の土砂災害対策の推進	農林水産課		ハード		3	4	4	4
農地・農業用施設等の安全管理の推進	農林水産課		ハード/ソフト		3	3	3	3
治山施設等の土砂災害対策の推進	農林水産課		ハード		3	4	4	4
10 環境								
ライフラインの早期復旧の促進	危機管理課 土木課		ハード/ソフト	●	2	2	2	1
有害物質の拡散・流出防止対策の推進	危機管理課		ソフト		2	2	3	2
危険物施設の耐震化の促進	危機管理課 建設課 消防本部		ハード		2	4	2	4
有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施	危機管理課		ソフト		3	3	3	3
災害廃棄物処理計画の策定	環境衛生課	酒田市環境基本計画、酒田市 ごみ処理基本計画、酒田市地 域防災計画	ソフト		5	5	2	1
11 リスクコミュニケーション								
津波ハザードマップ・津波避難体制の整備	危機管理課		ソフト	●	1	1	5	1
タイムラインの運用	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト	●	4	5	3	5
雪下ろし事故を防止するための注意喚起	危機管理課		ソフト		2	3	3	2
防災教育の充実	危機管理課 教育委員会		ソフト	●	1	1	5	1
災害時の要配慮者支援の促進	福祉課 介護保険課		ソフト		1	5	3	1
食料等の備蓄	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備	福祉課 まちづくり推進課	酒田市総合計画、酒田市地 域防災計画	ソフト		5	5	3	1
食料等の備蓄	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信	危機管理課	酒田市地域防災計画、酒田市 情報化計画	ソフト		3	3	3	3
建設関係団体との連携強化	危機管理課	酒田市地域防災計画	ソフト		5	5	3	1
復旧・復興を担う人材の育成	土木課 建築課	酒田市総合計画	ソフト		2	3	5	1
空き家対策の推進	まちづくり推進課	酒田市総合計画	ソフト		5	5	3	3

別表5 事業内容一覧

No.	施策分野	事業名	事業内容(事業概要、事業期間など)	担当課	対応する施策推進方針(別表2)	該当する補助・交付事業(別表6)
1	行政機能(消防含む)	庁舎等維持管理事業	施設の長寿命化や安全性の向上を図るため、庁舎の適正な維持管理を行う。	総務課	1-2	-
2	危機管理	災害ボランティアの受け入れに係る連携体制の整備	ボランティア・公益活動センターの運営を通して、同センターの委託先である社協との連携を促進し、災害ボランティア設置時を想定した協力体制を構築する。	福祉課 まちづくり推進課	2-1	-
3	危機管理	地域コミュニティの維持	安心して住み続けられる地域社会を維持するために、地域コミュニティづくりの理念や目指す姿、コミュニティ組織と行政がどのような役割を果たしていくのか、その方向性を示した「まちづくり協働指針(仮)」を市民と一体的に策定する。その指針策定の中で、地域コミュニティにおける防災・減災の在り方を検討していく。	まちづくり推進課	8-3	-
4	危機管理	ため池のハザードマップ作成の推進、使用していないため池の廃止	ハザードマップが未策定であるため池について、令和2年度に8箇所を策定する。策定済みハザードマップへの情報補完を令和2年度に16箇所行う。	農林水産課	7-1	19
5	建築住宅	大規模盛土造成地の変動予測調査等	・令和元年度 大規模盛土造成地マップの作成・公表(国直轄) ・令和2年度～ 大規模盛土造成地についての変動予測調査等	危機管理課 都市デザイン課	1-1 1-2	-
6	建築住宅	庁舎等維持管理事業	施設の長寿命化や安全性の向上を図るため、庁舎の適正な維持管理を行う。	総務課	1-2	-
7	建築住宅	学校施設の整備	非構造部材の耐震対策に取り組むとともに、「酒田市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化した市立小中学校の校舎、屋内運動場等の改築、改修等を行うほか、危険箇所の改修、修繕を行う。	企画管理課	1-2	11
8	建築住宅	木造住宅耐震改修支援事業	木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部の補助を実施する。	建築課	1-1	34-12
9	建築住宅	木造住宅耐震診断士派遣事業	木造住宅の所有者に対し、市で認定した耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断を実施する。	建築課	1-1	34-12
10	建築住宅	市営住宅の整備	老朽化した市営住宅の住環境の改善を図るため、計画的な改修等の維持保全を継続して行う。	建築課	1-1	34-11
11	建築住宅	大規模建築物耐震改修支援事業	不特定多数および避難弱者の利用する施設で大規模なものについて、耐震診断が義務化された大規模建築物で耐震性の無い建築物に対して、補強設計費、改修工事費の費用の一部の補助を実施する。	建築課	1-1 1-2	34-12
12	建築住宅	市有施設の耐震化	耐震化されていない市有施設(診断未実施含む)については、耐震化に向けて、建替や耐震改修を実施する。	建築課 施設所管課	1-1 1-2	15 34-12
13	建築住宅	土砂災害等危険住宅移転事業	土砂災害等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域などで、危険住宅の移転及び除却をする者に対し補助を実施する。	建築課	1-5	34-12
14	建築住宅	危険ブロック塀等撤去支援事業	道路等に沿って設置されている危険ブロック塀等を除却し安全が図られる工事に補助を実施する。	建築課	1-1	34-12
15	建築住宅	公園施設長寿命化等整備事業	公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の計画的な更新・改修を実施し、令和4年度までに5公園の機能向上を図る。	土木課	1-2	34-7
16	建築住宅	学校トイレの改修	トイレの洋式化が完了していない学校について、令和6年度までに改修を行う。	企画管理課	1-2	11
17	建築住宅	学校グラウンド改修	整備から年数が経過し、グラウンド舗装や排水設備(側溝、暗渠)等に支障をきたしているグラウンドについて、改修を行う。	企画管理課	1-2	11
18	建築住宅	史跡旧鎧屋修復事業	国指定史跡旧鎧屋の耐震補強工事を令和5年度までに行う。	社会教育文化課	1-2	-

別表5 事業内容一覧

19	交通基盤	無電柱化	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	土木課	1-1 2-1 2-5 5-5 6-4 8-4	34-1 35 42
20	交通基盤	橋りょう耐震化	橋梁の耐震化の推進	土木課	1-1 2-1 2-5 5-5 6-4 8-4	34-1 35 42
21	交通基盤	除雪対策事業	道路の除雪、防雪柵・雪囲い設置、除雪機械の購入・整備などの除雪対策を行う。	土木課	1-6	34-1 35
22	国土保全	分流式雨水幹線整備	下水道施設の浸水対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現するため、令和4年度までに都市浸水対策面積(降雨強度50.4mm/hr【7年確率】)を64%に増加させる。	土木課 上下水道部	1-4	34-5
23	国土保全	地籍調査の推進	被災後の迅速な復旧・復興に資するため、令和5年度までに進捗率を69.6%に上げるように努める。	農林水産課	8-4	-
24	国土保全	農道橋梁の長寿命化対策の推進	農道橋梁の点検を5年毎に実施し、必要に応じて補修工事を行い長寿命化対策を推進する。	農林水産課	6-4	28
25	保健医療、福祉	保育所の耐震化	公立保育所の耐震化整備(浜田・若竹統合保育園の整備)	子育て支援課	1-2	15
26	ライフライン・情報通信	老朽管更新による耐震化	老朽化した水道管路の耐震管を図るため、令和7年度までに基幹管路を3,500m更新する。	上下水道部	2-1 6-2	-
27	ライフライン・情報通信	重要施設への配水管耐震化	地震等災害時の復旧対応の充実を図るため、令和7年度までに重要施設7施設を選定し配水経路の優先的な耐震化を行う。	上下水道部	2-1 6-2	-
28	ライフライン・情報通信	下水道BCPの見直し	平成28年4月に策定した下水道BCPをより実効性のあるものとするため、下水道BCPの見直しを図る。	上下水道部	6-3	-
29	ライフライン・情報通信	施設・管渠の改築	施設・管渠の適切な維持管理を図るため、ストックマネジメント計画に基づき、令和5年度まで計画的な改築・更新を行う。	上下水道部	6-3	34-5
30	農林水産	強い農業・担い手づくり総合支援事業	経営規模拡大や経営の多角化に取り組む際に必要となる農業用機械や施設等の導入に支援を行う。	農政課	5-5	21
31	環境	災害廃棄物処理計画の策定	環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら、復旧・復興に資することを目的とした「災害廃棄物処理計画」を令和2年5月を目的とした「災害廃棄物処理計画」を令和2年5月を目的に策定する。	環境衛生課	8-1	-
32	リスクコミュニケーション	空き家対策の推進	空き家等見守り隊に取り組む自治会数を、全自治会の3分の1程度(150自治会)まで増やす。	まちづくり推進課	1-1	-

別表6 国土強靱化関係の交付金・補助金事業一覧

令和2年1月21日時点

省庁名	No.	交付金・補助金名	重点化の対象となる交付・補助対象事業	
内閣府 (地方創生推進事務局)	1	地方創生整備推進交付金	地方創生整備推進交付金	
警察庁	2	都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)	庁舎等整備事業	
	3	特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	災害に備えた交通安全施設等の整備事業	
総務省	4-1	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	地上基幹放送ネットワーク整備事業	
	4-2		地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	
	5	無線システム普及支援事業費等補助金(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	
	6	無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)	民放ラジオ難聴解消支援事業	
	7	無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)	公衆無線LAN環境整備支援事業	
	8	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	
	9	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備費補助金	
	10	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備費補助金	
文部科学省	11	学校施設環境改善交付金	学校施設環境改善交付金	
厚生労働省	12	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	
	13	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	
	14	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	—	
	15	保育所等整備交付金	保育所等整備交付金	
	16	社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	—	
	17	地方改善施設整備費補助金	地方改善施設整備費補助金	
	18	農村地域防災減災事業	農村地域防災減災事業	
農林水産省	19	農業水路等長寿命化・防災減災事業	農業水路等長寿命化・防災減災事業	
	20	農山漁村振興交付金	農山漁村活性化整備対策	
	21	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	卸売市場施設整備	
	22	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業	
	23	治山事業	緊急予防治山事業	
	24	林業・木材産業成長産業化促進対策	山村地域の防災・減災対策	
	25	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	—	
	26	水産基盤整備事業補助金	水産基盤整備事業	
	27	浜の活力再生・成長促進交付金	浜の活力再生・成長促進交付金	
	28	農山漁村地域整備交付金	農山漁村地域整備交付金	
	29	海岸事業(漁港海岸)	海岸事業(漁港海岸)	
経済産業省	30	災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	—	
	31	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	—	
	32	離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費(過疎地等における石油製品の流通体制整備事業)	—	
	33	次世代燃料供給体制構築支援事業費(SS過疎地対策計画策定支援事業)	—	
国土交通省	34-1	防災・安全交付金	道路事業	
	34-2		港湾事業	
	34-3		河川事業	
	34-4		砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他総合的な治水事業	
	34-5		下水道事業	
	34-6		海岸事業	
	34-7		都市公園・緑地等事業	
	34-8		市街地整備事業<都市防災推進事業>	
	34-9		市街地整備事業<都市再生区画整理事業>	
	34-10		市街地整備事業<市街地再開発事業等>	
	34-11		地域住宅計画に基づく事業<公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等>	
	34-12		住環境整備事業<住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等>	
	35		社会資本整備総合交付金	道路事業
	36		住宅市街地総合整備促進事業費補助	
	37		都市安全確保促進事業費補助金	
	38		特定洪水対策等推進事業費補助	
	39		特定土砂災害対策推進事業費補助	
40	海岸保全施設整備連携事業			
41	大規模海岸保全施設改良事業			
42	道路事業費補助			
43	港湾の防災力向上推進事業			
44	下水道防災事業費補助			
環境省	45	循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	—	
	46	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)	地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	

